

どうなる「要支援者」外し

市町村にまかされる



みやち よこ 議員

るが、どうか。

答 宮川 健康福祉課長

現時点では国は議論の途中だが、軽度の要支援認定者は介護保険の給付制度から切り離され、市町村の事業として訪問介護や通所介護などの事業を実施することにより、必要なサービスを受けられると想定される。当町としては該当者への介護サービスの質や量を適正なサービス基準まで確保できるかが課題となる。

問 厚労省は介護保険で「要支援1,2」と認定された「要支援者」を保険サービスの対象から外し、今まで介護保険制度の中で受けていたサービスを切り離す検討をしているが、該当者はどうなるか。
 国は介護保険料は徴収しておいて、軽度者のサービスを介護保険制度から外し、市町村にまかすとはあんまりことだ。
 介護保険料を削減するためには、軽度の人こそしっかり支援し、重度化させない方が財政面でも効果があると考え

男女平等

男女協同参画の推進を
プラン作り
26年度までに

問 6月は男女協同参画推進月間である。現在は女性の社会進出もある程度進んでいる

が、まだまだ男女平等の視点
は男性にも女性にも不足して
いると思う。人権問題に力を
入れている黒潮町としては、
男女平等についての勉強会な
どを企画すべきではないか。
 社会全体を見ても、意思決
定機関への女性の登用が少な
く、町の管理職にも女性は一
人もいない。また防災会議な
どは女性の視点がいかによ
か、東日本大震災後の教訓と
して強調されている。町の対
応を問う。

答 大西 町長

町の広報に男女協同参画の
「お知らせ」を載せることを
省いていたが、来年から載せ
る。その上で男女協同参画プ
ランを26年度の計画策定で、
先進自治体の意見や地域の皆
さんの声も聞きながら、作成
を考えたい。
 町の管理職に女性を登用す
ることを意識的に排除してい
る訳ではないが、結果として
そうなっている。防災会議も
女性の登用について、努力し
ていきたい。

その他の質問
*太陽光発電について

● ● ● 6月は高知県の「男女共同参画推進月間」 ● ● ●

「高知県男女共同参画社会作り条例」で6月は「男女共同参画推進月間」と定めています。
 男女共同参画というと、なんだかとっても難しいことのように思いませんか？
 男女共同参画とは、「男だから」「女だから」という固定的な考え方にとらわれないで、男女がお互いに社会の対等なパートナーとして認め合う意識を持ち、自分の意思と責任で自由に生き方を選択できる社会を目指すことです。例えば、こんなことが男女共同参画を進めることとなります。

家庭では

- 最近、結婚後や出産後も仕事を続ける女性が増えています。家事、育児、介護など家庭の仕事を家族みんなで協力して支えあっていきましょう。
- 家や車の購入、子育てのことなど、重要なことを決めるときは、パートナーと話し合ってお互いの意見を聞きましょう。

職場では

- 企画会議など意思決定の場に男女が対等に参画し、個性と能力を生かせる職場づくりをしていきましょう。
- 最近、子育てを楽しみたいという男性も増えています。男性も女性も、仕事と子育てがバランスよく行える職場環境を整えましょう。

地域では

- 町内会など、地域で重要なことを決める場に、男女がともに参画し、地域活動に多彩な意見を反映させましょう。

【お問い合わせ】
 高知県県民生活・男女共同参画課
 ☎088-823-9651
 こうち男女共同参画センター・ソーレ
 ☎088-873-9100

2011年6月「広報くろしお」より